

2022年6月20日

排出事業者の皆様へ

一般社団法人JBRC
代表理事 湯浅浩次

【有償回収実施のご連絡】

平素より小型充電式電池の回収・再資源化にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
皆様のご協力により2020、2021年度と2年連続で回収量は年間2000トンに迫る実績となりました。

さて、JBRCは、設立以来、排出事業者様の産業廃棄物である小型充電式電池の無償回収を実施してまいりました。しかし、JBRCは、事業活動に伴って排出された使用済み小型充電式電池については、2024（令和6）年4月1日から、会員企業だけでなく、排出事業者様各位にも費用負担をお願いする有償回収を実施することを決定しましたので、ご連絡いたします。

JBRCでは、2013（平成25）年3月27日付でJBRCのホームページ、『『リサイクル活動について』のご協力依頼』の中の、『費用を含めた運用のあり方の見直しについて』のコーナー https://www.jbrc.com/whats_jbrc/recycle_activity/を公表し、回収と再資源化にかかる費用負担などを含めた運用のあり方について検討を重ねてまいりました。

日本が取り組むべきSDGsの目標12として『つくる責任・つかう責任』が掲げられており、継続的な環境問題対応が国民に求められております。加えて、『すてる責任』も問われる時代となり、産業廃棄物のみならず一般廃棄物においても多くの廃棄物が有償回収されています。

この時代の変化に伴い、JBRCとしても、持続的な回収・再資源化事業運用を実現するため、資源有効利用促進法第26条第1項に基づく、「平成13年3月28日、厚生労働省・経済産業省・環境省省令第1号」の第1条第3項（※1）但書に従って、排出品の回収・再資源化処理費用を排出事業者様にご負担いただくことを決定いたしました。排出事業者の皆様におかれましては、JBRCの有償回収へのご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

有償回収の概要は下記の通りを予定しています。詳細については2023年7月以後に、改めてご連絡させていただきます。

記

有償回収の概要

開始日： 2024年4月1日

対象排出者： 産廃排出協力事業者、産廃排出協力自治体（産廃排出協力店、一廃排出協力自治体は除く）

回収費用： ペール缶1缶当たり1,500円前後

支払方法： 口座振替（引落）

お問い合わせは下記メールアドレスまでお願いします。

kyoten-info@jbrc.com

以上

※1

電池製造等事業者及び電池使用製品製造等事業者（以下「電池製造等事業者等」という。）は、使用済密閉形蓄電池を対価を得ないで自主回収するものとする。ただし、正当な理由がある場合又は当該使用済密閉形蓄電池が事業活動に伴って生じたものである場合は、この限りでない。